

令和元年7月1日から
消防法令に重大な違反のある建物
を公表します!

違反対象物の公表制度とは?

飲食店、ホテル、物品販売など不特定多数の方が出入りする建物や社会福祉施設、病院など、ひとりで避難することが困難な方が利用する建物のうち、消防法令に重大な違反のある建物を確認した場合に、その建物の情報をホームページに掲載する制度のことです。



重大違反とは?

屋内消火栓設備
スプリンクラー設備
自動火災報知設備
の未設置による設置義務違反

公表内容

建物の名称
建物の所在地
違反の内容
その他消防長が必要と認める事項

公表方法

臼杵市ホームページへの掲載

防火対象物の関係者の方々へ

違反対象物に該当する建物は、増築やテナントが入れ替わる用途変更によるものが、ほとんどです。増築や用途変更を検討されている場合は、事前に予防課予防グループに相談して下さい。

違反対象物の公表制度に関するお問い合わせは

0972-62-2303

臼杵市消防本部 予防課 予防グループ
〒875-0061 臼杵市大字前田1851番4

- 火事と救急・救助は119 -